

中小企業賃上げ環境整備支援事業審査基準

評価項目	評価観点
課題の妥当性	<p><u>審査の着眼点「課題の設定は的確か」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 外部環境や内部環境を理解、整理した上で、自社が抱える問題と課題を的確に捉えているか。・ 個別業務の問題に留まらず、改善すべき経営課題（利益率低下、人手不足等）として整理できているか。
取組内容の有効性	<p><u>審査の着眼点「計画した取組が適切か」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 自社の課題解決に向けた取組として適切と考える理由や根拠が説明されているか。・ 事業により見込まれる効果（売上増加、コスト削減等）が具体的に説明されており、数値や指標について合理的な根拠が示されているか。・ 事業規模が想定される効果及び企業規模に対して過大もしくは過少でなく、現実的なものになっているか。
実施体制・実現可能性	<p><u>審査の着眼点「自主的な取組であり、かつ実施可能な計画か」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業実施に必要なスキルや経験、人員体制、役割分担が整理されており、実行に支障がない体制となっているか。・ 発注先等との役割が明確であり、かつ申請者が主体的に事業を管理できる体制（責任者の明確化）が構築されているか。
賃上げとの連動性	<p><u>審査の着眼点「持続的な賃上げの計画が具体的かつ現実的か」</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業により見込まれる収益を原資とした賃上げとして無理のない計画となっており、その関係性が数値により説明されているか。・ 事業による効果が一時的なものではなく、継続的な賃上げの実現を維持できる見込みがあるか。（複数年での収支見通しが示されているか）。